

# 「化学物質の輸出承認について」等の一部改正案に対する意見公募手続きの結果について

令和7年10月15日  
経済産業省  
貿易経済安全保障局  
貿易管理課

「化学物質の輸出承認について」等の一部改正案に対する意見募集について、令和7年9月1日から令和7年10月2日まで意見公募手続きを実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

今後とも、経済産業行政にご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

## 1. 意見公募の実施方法

- (1) 募集期間：令和7年9月1日（月）～令和7年10月2日（木）
- (2) 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール及び郵便

## 2. 提出意見数

6件

## 3. 提出された意見

別紙のとおり

※行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>こちらの別表 2-35-3(1)項の改正につきまして、改正施行日をご教示いただきたい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 改正施行日については、ロッテルダム条約の効力発生日と同じ令和 7 年 1 0 月 2 2 日となります。</p>
2	<p>現行の除外規定はわかりにくい表現であるため、「(※) 次に該当するものを除く。」に続いて、「・・・でない場合」と二重否定のような形になっていてわかりにくいいため、下記のように修正すべきではないか。</p> <p>(例 1) (35) ベノミル、カルボフラン及びチラウムの全てを含有する散粉性粉末製剤 (※) (※) 次に該当するもの。 ベノミル、カルボフラン及びチラウムの全てを含有する粉剤であって、ベノミル 7%以上、カルボフラン 10%以上、チラウム 15%以上を全て含む散粉性粉末製剤。</p> <p>(例 2) (35) ベノミル、カルボフラン及びチラウムの全てを含有する粉剤 (ベノミル 7%以上、カルボフラン 10%以上、チラウム 15%以上を全て含むものに限る。)</p>	<p>御意見ありがとうございます。 ご指摘を踏まえ、「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表は、「次に該当するもの」で規定し、「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表については、それに準ずる形で規定する形で修正させていただきます。</p>
3	<p>新旧対照表に記載の CAS 番号 137-26-8 を検索したところ、名称が『チラウム』ではなく『チウラム』であった。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表において、ご指摘の箇所を修正させていただきます。</p>

4	<p>元は化審法施行令であるが、「ポリ塩化ナフタレンとは、塩素数が2以上のものに限る。」という記載は、元々”塩素数が3以上のものに限る”であったことを知る者には、敢えて「2以上」を記載することを理解できるが、本来「ポリ（多）塩化ナフタレン」の塩素数が2以上なのは当然のこと。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 本通達の記載については、化審法施行令に基づくものであり、本通達の記載については現案とさせていただきます。</p>
5	<p>◎「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表</p> <p>①『1・・・（「輸出貿易管理令の運用について」<u>[付表1]</u> <del>2-1-1</del> <del>の</del> <del>(5)</del>の表の35の3の項の・・・』ではないか。</p> <p>②『5・・・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する<u>当該化学物質を含有する混合物又は製剤及び製品を含む</u>』と下線部分を追記するべきと史料。</p> <p>◎「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表</p> <p>① [付表1] の35の3の「<u>附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質</u>」の欄、『<u>附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質及びこれらを含む混合物又は製剤</u>』とするべき。</p> <p>② [付表1] の35の3の「<u>化学物質の審査及び・・・の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質及びこれらを含む混合物又は製剤</u>』とするべき。</p> <p>③ [付表1] 2-1-1（5）輸出令別表第2の解釈の表中、35の3の「<u>附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質</u>」の解釈は蛇足であるので削除されたい。</p>	<p>①御意見ありがとうございます。 ご指摘の通り修正させていただきます。</p> <p>②御意見ありがとうございます。 今回は現案とさせていただきます、今後の改正の参考とさせていただきます。</p> <p>①御意見ありがとうございます。 ご指摘踏まえ他法令等も確認し、ご指摘の通り修正させていただきます。</p> <p>②御意見ありがとうございます。 ご指摘踏まえ他法令等も確認し、ご指摘の通り修正させていただきます。</p> <p>③御意見ありがとうございます。 輸出令上明らかに規制対象となっているのは附属書Ⅲ上欄に掲げる「化学物質」であることから、その化学物質に、何を含むのか、除くのか、限るのか等の限定に係る場合は解釈となり、運用通達の輸出令別表2の解釈の表に記載が必要であるため、当該通達への記載は残すこととしております。 なお、申請者の利便性の観点から、引用されているリストを見ても直接的に明らかでなく、「～を含む。」、「～を除く。」、「～に限る。」等で規制対象として処理すべきものは、本来の文言「解釈」として規定が必要なため、運用通達に残しつつ、「化学物質の輸出承認について」の「適用品目」の方にも付記することとしております。</p>

④「[付表5] 4-2-2(4)(ニ) 輸出令第4条第2項第2号ホ及びチに規定する「別表第2の3 第三号に掲げる貨物」の解釈」の表は、解釈ではないので削除されたい。

◎「ダイヤモンド原石の輸入について」の一部を改正する規程新旧対照表

①下記のように修正すべき。

1 ダイヤモンド原石の国際証明制度について

「ダイヤモンドの不正取引が世界各地の紛争の資金源になっている状況に鑑み、・・・国際的な証明制度(以下「キンバリー・プロセス証明制度」という。)・・・」

②下記のように修正すべき。

2 該当品目

ダイヤモンド(関税定率法(明治43年法律第54号)別表第71類第7102・10号、第7102・21号及び第7102・31号に掲げる貨物に該当するものに限る。)

③下記のように修正すべき。

3 当該貨物の輸入について

「・・・その他のダイヤモンド原石に係る輸入については、以下のとおりとします。」

④下記のように修正すべき。

(1) 通関時確認制(輸入公表三の8)

「・・・当該制度に基づき船積地域に係る国または地域において参加国等において発行されたキンバリー・プロセス証明書~~の原本~~を税関に提出することにより、輸入を認めます。・・・」

⑤下記のように修正すべき。

(2) 二の二号承認制(輸入公表二の二の表の第1)

「容器が開いているものやキンバリー・プロセス証明書を紛失した場合の提出がないもの等、・・・」

⑥下記のように修正すべき。

④御意見ありがとうございます。

今回は現案とさせていただきます、今後の改正の参考とさせていただきます。

①御意見ありがとうございます。

今回は現案とさせていただきます、今後の改正の参考とさせていただきます。

②御意見ありがとうございます。

今回は現案とさせていただきます、今後の改正の参考とさせていただきます。

③御意見ありがとうございます。

今回は現案とさせていただきます、今後の改正の参考とさせていただきます。

④御意見ありがとうございます。

今回は現案とさせていただきます、今後の改正の参考とさせていただきます。

⑤御意見ありがとうございます。

今回は現案とさせていただきます、今後の改正の参考とさせていただきます。

⑥御意見ありがとうございます。

<p>① 提出書類 (イ)～(ニ) (略) <u>(ホ) 輸入公表三の 7 の (10) に掲げるロシアを原産地とするダイヤモンドにあっては、輸入注意事項 2024 第 7 号</u> <u>に定める手続きにより交付された経済産業大臣の確認書の写し 1 通</u> <u>(ハ) 容器が開いているもの等、容器又は包装に欠陥があるものにあつては、</u> <u>航空機の事故等、当該欠陥が不測の事態によるものであると認めるに足りる</u> <u>明らかな証拠書類 1 通</u> <u>(ト) 輸入承認証の送付は郵送に限るので、返信用封筒(簡易書留分の切手を貼付のこと。)</u> <u>(チ) その他必要と認められる書類</u></p> <p>⑦下記のように修正すべき。</p> <p>② 提出先 経済産業省貿易経済安全保障局 貿易管理部貿易審査課 〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号 TEL 03-3501-1511 (内線 3251～3255)</p> <p>③申請受付 <del>月曜日から金曜日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項第二号及び第三号に規定する日を除く。)</del>の午前10時から午前11時45分まで 及び午後1時30分から午後3時30分までとすべき。</p> <p>⑧下記のように修正すべき。</p> <p>③ 輸入の承認基準 (イ) 上記①(ニ)から<u>(ハ)</u>までに掲げる有効な証明書等が提出されていること。 (ロ) (略)</p> <p>④ 輸入時の注意事項 キンバリー・プロセス証明制度に基づき、ダイヤモンド原石の輸入については、上記③(ロ)に該当する場合を除いて、容器又は包装が開いておらず、かつ、容器又は包装に開かれた跡がないことが条件となります。また、①(ニ)に</p>	<p>ご指摘を踏まえ、容器又は包装の証拠書類について①の(ホ)に追加させていただきます。</p> <p>その他につきましては、今後の改正の参考とさせていただきます。</p> <p>⑦御意見ありがとうございます。 今後の改正の参考とさせていただきます。</p> <p>⑧御意見ありがとうございます。 今後の改正の参考とさせていただきます。</p>
--	--

<p>掲げるキンバリー・プロセス証明書の写しを控えた上、輸入通関時に原本を税関に提出してください。</p> <p>4 キンバリー・プロセス証明制度参加国等について</p> <p>当該制度の参加国等は、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）」<del>を確認してください。</del><u>による。</u></p>	
---	--

その他技術的修正を行っています。